

福山市民病院屋上ヘリポート運用開始支援業務委託仕様書

福山市民病院（以下「発注者」という）における新本館建設に伴う屋上ヘリポート運用開始支援業務委託（以下「本業務」と言う）については、本仕様書にもとづいて実施するものとする。

1 件 名 福山市民病院屋上ヘリポート運用開始支援業務
委託

2 履行場所 福山市民病院及び当院が指定する場所

3 契約期間 契約締結日から 2026 年（令和 8 年）9 月 30 日
まで

※ 詳細は協議のうえとする。

4 業務内容

(1) 打合せ

発注者打合せ 3 回（初回・中盤・終盤）

※ 受注者は、初回打合せ時に本業務工程表を提出する。

※ 監理者・施工者打合せを兼ねることができる。

(2) ヘリポート運用開始支援（発注者打合せ時期に併せて実施）

a. ヘリポート運用方法説明 1 回（説明先は発注者）

b. 運用規定（案）作成

c. 運用までの工程表（案）作成

d. ヘリコプター訓練説明及び訓練調整

訓練候補 1) 広島県ドクターヘリコプター

2) 広島県防災ヘリコプター

3) 広島市消防ヘリコプター

4) 海上保安庁救難ヘリコプター

5) 広島県警察ヘリコプター

6) 岡山県ドクターヘリコプター（協議のうえ）

※ 訓練依頼は発注者が実施

e. 所轄消防本部及び警察署協議

屋上ヘリポート運用開始説明（案内程度）

(3) 航空局申請図書（飛行場外離着陸場）作成等

屋上ヘリポートの工事終了後に下記の検査を行い、航空局申請図書を作成し、発注者へ提出する。

a. ヘリポート完成検査 1回（ヘリポート周辺障害物共）

b. 現地調査 1回（ヘリポート周辺 500m 以上）

c. 昼間及び夜間用飛行場外離着陸場申請図書作成

※申請図書作成に必要な設計図書及び構造計算書は、発注者より無償提供とする。

※上記 a にて航空法に合致しない部分は、書面にて発注者へ報告する。

是正の目途が立つまで上記 c は実施しないこと。

※広島県ドクターへリ（広島大学病院）の訓練着陸を確認のうえ本業務を完了とする。

(4) 成果品提出

a. 各種（プリントした物・A4 サイズ（図面 A3）×1 式

b. 電子版資料（PDF・CD-R 等）×1 式

5 資料提供と管理

(1) 発注者は、受注者に対し本業務を実施するうえで必要な資料を無償で貸与し、または開示することにより提供する。

(2) 受注者は、発注者から提供された資料を、善良な管理者の注意義務をもって管理保管し、かつ委託業務以外の用途に使用しないものとする。

(3) 受注者は、原則、資料の複製を禁止、委託業務の履行場所から持ち出さないものとする。但し、発注者の承諾を与えた場合は、この限りではない。

(4) 資料が本業務を実施するうえで不要となった場合、受注者は発注者に対し、遅滞なく当該資料を返還するものとする。

6 機密保持

本業務に関する機密保持にかかる条件は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、本業務の実施過程で発注者が作成した情報を本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずる。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり発注者から入手した資料等については、適切に管理すること。
- (3) 受注者は、本業務において取扱う情報の漏えい、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から情報の適正な保護・管理対策を実施すること。

万一、情報の漏えい、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項および手順等を明確にするとともに事前に発注者に提出すること。

また、そのような事態が発生した場合は、発注者へ報告し当該手順等にもとづき可及的速やかに修復すること。

尚、受注者の故意または過失を問わず、情報の漏えい、改ざん、滅失等が発生し、発注者が損害を被った場合は、受注者は発注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。

7 調整要件

本業務に当たり、工事関連業者と調整が必要な場合は、発注者の承認を得たうえで積極的に行うこと。

8 検収

- (1) 受注者は、契約期限満了日までに成果物をその内容の検収のため発注者に提出するものとし、発注者の定める方法で検収を行う。
- (2) 前項の検収の結果が本仕様書に適合しない場合には、その旨を受注者に通知し、受注者は、直ちに修正等必要な措置を講じ、再度前項の検収を受けること。
- (3) 発注者は検収を行った結果が本仕様書に適合した場合はその旨を受注者に通知し、その通知をもって検収完了とする。

9 費用の支払いについて

発注者は前項に定める確認完了後、受注者の請求にもとづき一括で支払うものとする。

10 再委託

本業務の実施に当たり他の事業者に再委託しないこと。

但し、やむを得ず業務を再委託する場合においては、事前に再委託に関する事項を記載した書面を提出後、発注者の承認を得ること。

尚、受注者は、再委託先と再委託業務に関わる守秘義務契約を締結し、本業務に関わる全ての情報が適正に管理されているか監督を行うこと。再委託範囲は、受注者が責任を果たせる範囲内とし、再委託に問題が生じた場合は受注者の責任において対応する。

11 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、設計の内容を十分理解するとともに本事業に係る関係諸法令および関連条例等の遵守を徹底すること。
- (2) 受注者は、本業務において発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を適切に配置し、業務にあたるとともに良質かつ安定的な支援を提供すること。
- (3) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係および倫理性の保持を徹底すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。
また、本業務の遂行に当たり、発注者の方針や意向を満足する上で、発注者が必要と考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、発注者および受注者は、信義に従い誠意をもって協議し、これを解決するものとする。